第

6 6 5 1

뭉



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2021年)令和3年 30日 火曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行:税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp

▲ 売掛金の貸倒損失

A:認められるものと思われます。

【解説】

法人税では、法人の有する金銭債権に付いて次に掲げる事実が発生した場合には、その金銭債権の額のうち次に掲げる金額は、その事実の発生した日の属する事業年度において貸倒れとして損金の額に算入するとしています。

- ①更生計画認可の決定又は再生計画認可の決定があった場合において、これらの決定により切り捨てられることとなった部分の金額
- ②特別清算に係る協定の認可の決定があった 場合において、この決定により切り捨てられ ることとなった部分の金額
- ③法令の規定による整理手続によらない関係 者の協議決定で次に掲げるものにより切り捨 てられることとなった部分の金額
- (1)債権者集会の協議決定で合理的な基準により債務者の負債整理を定めているもの
- n)行政機関又は金融機関その他の第三者のあっせんによる当事者間の協議により締結された契約でその内容がイに準ずるもの
- ④債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、 その金銭債権の弁済を受けることができない と認められる場合において、その債務者に対 し書面により明らかにされた債務免除額









【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】